

平成28年改正法附則第5条の控除額に関する計算書 (第6号様式別表5の7) 記載の手引

(平成30年改正)

1 この明細書の用途等

この計算書は、地方税法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)が、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第5条第2項から第7項までの規定による控除を受ける場合に記載し、第6号様式の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た
1 「当該事業年度の月数②」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。
2 「調整後付加価値額③」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。
3 「課税標準」、「新税率」及び「税額(イ)」	④から⑬までの各欄には、第6号様式の⑳から㉔までの各欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」をそれぞれの欄に記載します。
4 「旧税率」	平成28年3月31日現在における所得割、付加価値割及び資本割の税率を記載します。 また、標準税率以外の税率が適用される法人については、各都道府県ごとに定められた税率を用います。
5 「税額(ロ)」	「旧税率」により計算した金額については、この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。
6 「控除額」(⑯から㉑までの欄)	これらの金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額を記載します。

3 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度の修正申告等の場合は、この計算書を次のとおり読み替える等により使用するか、本様式の改正前のものを使用してください。

- (1) この計算書名「平成28年改正法附則第5条の控除額に関する計算書」を「平成27年改正法附則第8条の控除額に関する計算書」に読み替え
- (2) 「3. 平成28年改正法附則第5条第2項から第7項までの控除額に関する計算」を「3. 平成27年改正法附則第8条第2項から第5項までの控除額に関する計算」に読み替え
- (3) 「(1)欄と(3)欄」を削除
- (4) 「(2)平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度」を「(1)平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度」に読み替え